

**令和4年度第1回茅ヶ崎市文化財保護審議会
下寺尾遺跡群等保存・活用部会 会議録**

議題	<p>(審議案件)</p> <p>1 令和4年度事業計画について</p> <p>2 史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定における意見具申について</p> <p>3 西方遺跡第12次、13次確認調査について</p> <p>4 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について</p> <p>(その他)</p>
日時	令和4年6月26日(日) 13時30分から16時15分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1
出席者氏名	<p>会長 近藤英夫</p> <p>委員 相澤正彦、五味文彦、田尾誠敏、宮瀧交二、荒井秀規 岡本孝之、箱崎和久</p> <p>神奈川県教育委員会文化遺産課：富永副主幹 (事務局)</p> <p>〈社会教育課〉 瀧田課長、富岡課長補佐、大元主査、加藤主任、三戸主任</p>
会議資料	<p>議題1 令和4年度事業計画について 資料 令和4年度 茅ヶ崎市教育委員会社会教育課文化財保護担当・博物館整備準備担当事業計画</p> <p>議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定における意見具申について 資料 史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申について</p> <p>議題3 西方遺跡第12次、13次確認調査について</p> <p>議題4 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について 資料1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画策定について 資料2 下寺尾西方遺跡の本質的価値(2019年11月部会での指摘を反映した修正資料) 資料3 下寺尾西方遺跡を構成する要素</p>

	資料4 重なる史跡への考え方（2019年11月部会での指摘を反映した修正資料） 資料5 『史跡 下寺尾西方遺跡保存活用計画』構成・目次（案）
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

会議録

- （瀧田社会教育課長）
 - ・開会のあいさつ
 - ・コロナ禍に係る注意の説明
 - ・出欠席委員の確認（全委員により会議の成立）
 - ・傍聴者の確認（傍聴者なし）
 - ・会議録の作成・公表・署名委員の廃止など説明
- （事務局）
 - ・会議資料の確認

【議題1 令和4年度事業計画について】

- （近藤会長）

皆さんこんにちは。昨年は開催されませんでしたので、その分思い出しながらの部会となりますが、重要な案件ですので、忌憚のない活発な意見を求めます。それでは、今から進行に努めますので、議題の順に審議、報告を行っていきます。
- （事務局）

加藤と申します。それでは令和4年度の事業について、説明させていただきます。資料1をご確認ください。下寺尾遺跡群に関わる場所は「3 史跡保存・整備事業」です。下寺尾遺跡群保存活用連絡会は、4年ほど前に七堂伽藍跡60周年記念事業の際に記念式典を行った実行委員会を主として活動している組織で、有志間で情報共有を行っています。一昨年は現地での下寺尾遺跡まつりを実施しました。去年は連絡会にアンケートを実施したところ、コロナの状況が一定程度落ち着くまでは人を集める行為はやっていかないほうが良いのではないかという結果となり実施していません。今年はコロナの状況を見て一度集まり情報交換できればと考えています。資料にはありませんが2年

前まで年に4回の学習会を実施していましたが、今年は1回目を8月7日に新しい博物館で行う予定です。下寺尾遺跡群等保存・活用部会は6月と1月を予定しています。資料にはありませんが現地確認調査は予算がついていないので実施しません。史跡に係る資料調査・整理はこれまでに確認調査したものの調査・整理を行います。これら調査・整理は表の最下段にある報告書作成につながります。西方遺跡第3・4次調査の発掘調査報告書の資料整理がメインで、7次調査以降の報告書も来年度以降随時刊行していく予定です。ここで第3・4次調査の位置を説明します。画像をご覧ください。場所は北稜高校の敷地内、旧校舎があった場所の30番・31番の報告書を刊行する予定です。以降の状況としては大型掘立柱建物が2棟見つかっています。昨年度より地権者から話のありました公有地化・追加指定について現在調整を進めています。追加指定については議題2で詳しく説明します。公有地化については富岡より説明します。

○（事務局）

富岡です。よろしく申し上げます。史跡等買上／公有地管理ですが、令和4年度は3か所の史跡用地の公有地化を計画しています。いずれも地権者の方から公有地化の要望があった場所で、1か所目は、下寺尾西方遺跡の環濠跡が確認された場所（182.66㎡）となります。2か所目は下寺尾官衙遺跡群の郡庁域の西側となりますが、南の道路で調査を行った際に古代の竪穴建物や溝状遺構などが確認されており同じ様相である可能性が高いとして、追加指定された場所（849㎡）となります。3か所目は下寺尾官衙遺跡群の下寺尾廃寺域の西側となりますが、寺院と川津の間に位置する場所（717㎡）となります。3か所合計1,748.66㎡について今年度公有地化を図る計画です。

公有地化を図った後、次年度以降にこれまで公有地化を図った土地と合わせて管理を行いながら、一体的な整備を行うまでの間は置き型の説明板の設置などの対応を図ります。

○（事務局）

報告書作成は先に説明したとおりです。議題1の説明は以上です。

○（近藤会長）

ご意見のある委員は、発言をお願いします。

○（岡本委員）

大村さんはまだこの仕事に関わっていますか。

○（事務局）

週3日ほど、収蔵庫で報告書作成や現地指導を会計年度任用職員として関わっていきます。

○（近藤会長）

私たちとしては長い間一緒にやってきた方です。教育委員会の判断は尊重しますが、可能であれば、計画立案に関わった職員ですから、できるだけオブザーバーとして参加していくのが望ましいと私どもは考えています。後は部内で検討してください。

○（事務局）

分かりました。

○（田尾委員）

学習会について教えてください。

○（事務局）

現地見学会を学習会に充てたり遺跡調査発表会で下寺尾の展示・発表を充てたりしていました。これとは別に講座のような形で遺跡を広く知ってもらう講座を年に4回実施してきました。8月7日の学習会では博物館が新たにオープンすることで展示解説と下寺尾の遺跡について説明するつもりです。今回は私が講師を務めますが、もともとの学習会の計画では事務局の職員でやっていく予定です。

○（田尾委員）

今年度は予算がないので現地説明会はできないと思いますが、広報活動をしないと忘れられかねません。イレギュラーでも構わないので、広報も検討してください。

○（岡本委員）

新館の開館はいつですか。

○（事務局）

7月下旬を予定しています。現在、議会で条例案を審議中ですので、それが終わると開館となります。

○（近藤会長）

博物館の話は、その他のところで話し合いたいです。今は議題1に絞って話してください。

○（箱崎委員）

後から見てもわかるように映像資料を紙資料にして配布してください。是非、検討してください。

○（荒井委員）

コロナで中止となった講演会について、その後計画等ありますか。

○（事務局）

今年度の予算が組めていないので講演予定はありませんが、講師の方々と調整してきたので、来年度以降予算化して実現したいです。

○（近藤会長）

公有地化を図り買い上げたところは、全体的な話から現状までを伝える説明板などで説明する必要があると思います。地元の方は関心を持っています。ほったらかしが一番よくありません。予算の問題もあろうかと思いますが、職員の方も工夫してやっていますよね。きめ細かいところを念頭に置いて、是非お願いします。

【議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定における意見具申について】

○（事務局）

資料をご確認ください。場所は下寺尾字西方351番が①、440番が②、1008㎡と33㎡、2か所合わせて1041㎡です。資料をめぐってください。下寺尾官衙軍遺跡の評価と下寺尾西方遺跡の評価を意見具申所案から抜粋して掲載しています。この案はまだ神奈川県には提出していませんが、来月上旬までに資料を提出し、文化庁との調整を経て来年3月に告示されるよう目指しています。評価の中で記載が重複している個所は修正します。意見具申案作成の際に神奈川県教育委員会に相談したところ、指定対象の場所は畑なので天地返し等で遺跡があらされていないか最低限度限確認する旨、ご意見をいただきました。当市としても部分的な調査ではなく、目的をもって広く造作を設定していきたいと考えているので、表土のみを剥いで、または攪乱のみを取って遺跡の残存状況を確認するという調査を実施しています。その際の写真は映像でご覧ください。1m×1mの範囲で表土を剥いだ土は褐色で宝永火山灰の軽石を含んでいない土が出てきているので、隣の調査で確認した遺構確認面と同じ土層の堆積が存在しているということを確認しました。同じ敷地の南側1m×1mの範囲でも、同様に表土を剥いだ土は褐色で宝永火山灰の軽石を含んでいない土が出てきているので、近世前半以前の土が良好に残存している土地であると確認しました。もう一か所は、東側に7年ほど前に実施した第5次確認調査のすぐ西隣にあります。地表から1.1m北側の隣、第12次確認調査や隣の第5次確認調査の南側で1m近く深いところまで近世の畑の攪乱が及んでいます。今回掘った場所はすぐ横だったので、同じように古代の遺構が確認できませんが、上の土、中世以降の土がすべて近世以降に削られていて、同じ状況であることが分かりました。ですので、古代及び弥生の遺構が確認できる状態の土が残っていたので、隣の今回申請した土地でも遺跡の残存が確認できると考えています。表土内からは縄文土器片と土師器片が出てきました。

○（近藤会長）

何かご意見はありますか。

○（富永副主幹）

本件は、公有地化に伴う指定になるとは思いますが、文化庁は厳しくなっている

ので、前段階とはいえ、その土地が本当に価値のある土地か否か、事前に確認・証明して、史跡として追加していくようお願いします。

○（田尾委員）

富永さんに確認です。官衙遺跡の場合は広い範囲が対象地となっておりますが、今回はフェーベンの場所が分かっていますが、マトリ以外にも広場とか建物がない空間地として認められる場合があると思います。そういったところで、もし上部が削平を受けていたり、他の建物が建っていたりすると景観的に非常に困ってしまうのだけど、天地返しを受けていて、古代の層が残っていない場合はいかがでしょうか。

○（富永副主幹）

その場合は協議になりますが、例えば全面的に下何mまでゴミ捨て場だったり産廃が山のように埋まっていたりする場合、指定はかなり難しいと思いますが、そこが指定から抜けてしまうとアパート・マンションが建つと景観上はよろしくないなので、どうしても史跡として残りが悪いけど必要だという説得の仕方をする必要があります。地下遺構が残っていない土地を史跡指定するのは難しいと思いますが、完全に無理というわけではなく、話の仕方だと思います。

○（岡本委員）

土地の所有者の方は①と②は同じ方ですか。それと②は墓地ですか。

○（事務局）

同じ方です。②は墓地ではありません

○（近藤会長）

他に確認したい点はありますか。それでは次の議題に移ります。

【議題3 西方遺跡第12次、13次確認調査について】

○（事務局）

お手元に資料はありませんので映像をご覧ください。第12次調査と第13次調査のですが、前回、現地調査していただいた時から順番がずれてまして、北稜高校グラウンド南東側交差点角地を第12次調査とし、新たに発生したところを第13次調査としました。溝が交差点の北側から来て一度止まって、ここに溝のない空間があって、溝が改めて始まる場所を現地で説明しました。D区としていた溝が切れるところを掘っていない状態でした。というのも、溝が南からきて西に曲がることを確認していたので、それ以上奥を掘らなくてもよいのではないかと現地調査した際に市の判断で止めていたのですが、もう少し調査した方がよいと現地でご指導いただいたので、50cm拡張して調べたところ、曲がり始めた溝に対して、新しい遺構が溝を掘削していることが確認できました。もう一つ新しい遺構が見えますが、こちらの調査区で説明したかなり緩い土で、

降下面より上に積もっていた、堆積していたラインがここに出てきたことになります。スライドを見ていただきますと、水色が一番新しい溝状遺構で近世の陶磁器を含む遺構がこの位置にあります。それに対して溝状遺構の深部にもう一つ近世よりも古い、薄い・浅い溝状遺構が確認できました。空間に存在する土で7次調査では中世の包含層の土がここで確認できました。赤色で示しているのは、グレーの中央堅穴状遺構としたものにボコボコに壊されてしまっていたと現地で説明したところです。改めて、現地でのご指導に基づき調査範囲を広げたことによって、溝状遺構と名付けた遺構に対して、ちょうど溝の始まる反対側に同じ規模・同じような位置に始まる遺構が確認できたこと、土的にも似ていることから関連する遺構なのかもしれません、こちらに関してはプランの確認に留めています。もう一つ、一番南側のC区としていたものに関しては、現地でご指導いただいたときは、このラインから調査区を区切っていましたが、ここに存在する南北方向の溝が確認できたことに対して、東西方向に壇上に遺構が存在していて、この調査区ではここで止まり始めていること、T字になりそうなことを説明しました。この溝が確実に北側に伸びているのか、東側は止まっているのか確認した方がよいとお話をいただきましたので調査を追加で実施しました。結果として、上がり始めていると見えていましたが、西側と同じように削平されている状況が続いており東側は続いていました。北側についても同様の土が続いていました。このように浅い壇上遺構が東西、南北方向に見える状況が続いていることを確認しています。第13次調査は場所が違うので改めて説明します。

○（近藤会長）

まとめるのはつらいものがあります。承っておけばいいですか。

○（事務局）

今の段階で不明点や遺構の考え方が違うのではないかと、ということであればご質問ください。実際に出土遺物の整理を進めていかないとわからないところもあります。

○（近藤会長）

今の段階でご質問はありますか。もう少し整理を進めた段階で話をしてもらったほうが良いと思います。

○（箱崎委員）

手元に資料がないと意見のしようがありません。

○（事務局）

第12次調査についてはお手元にあります。

○（近藤会長）

これから第13次調査の報告も伺いますが、この議題は整理をしてから話をもう一度

したほうが良いと思いますので再度議題とします。

○（事務局）

第13次調査の説明をします。スライドをご確認ください。きっかけは昨年度の夏に市の道路建設部局から大岡越前通りの舗装が荒れているので、道路を敷いた図面を基に補修工事したいという話がありました。この時、先行して寺尾橋付近で発掘調査を大村が実施していましたが、その時のやり取りでは、発掘調査の東側に関して道路補修工事を行わないという話で調整していましたが、発掘調査が終わった後、道路建設部局は東側に関しても工事を進めていたようでした。あらかじめ今回の道路補修が北稜高校の校門のところからみずきの交差点のところまで工事したいという申し出でしたが、交差点の部分までは私たちは史跡指定をかけているところですから、現状変更が可能なのか現状の図面では判断できないということで試掘調査することとなりました。史跡指定地部分、校門から交差点までは道路課では1工区、交差点部分から包蔵地までが2工区、包蔵地の端からみずきの信号までを3工区として、それぞれ地中構造に合わせて補修工事の計画が出されました。予算を取った道路部局と調整して、当日中に原状復帰するという調査をしました。史跡指定地の1工区は2か所、2工区と3工区はそれぞれ1か所試験掘りを実施するという調整を進め、11月に実施しました。2m×2mの穴をあけていますが、位置は校門の目の前で1か所、グラウンドの目の前で今回の指定予定地の北側で1か所、地形が大きく下がりきるところ、ここが9次調査で官衙の区画遺構が東西方向に行っているのではなかろうかという溝状遺構を発見したところで1か所、地形が大きく下がっている場所で1か所実施しました。結果、1か所目はアスファルトをはがすと砂が出てきました。この時点で設計上は碎石が入っているということでしたが砂が入っていることで状況が違っていました。こちらはわずか30cmで本来の堆積土に当たりました。道路部局は深い施工がされているという前提で今回の補修計画を組んでいましたが、それよりも浅いところで本来の堆積土を確認しました。確認できた道路の構築物以下の部分に関しては、ここが既に生きている土になり、下から順にFB層、黒褐色、褐色土が入っていました。基本的にこの土の段階で北稜高校の中では弥生の環濠の確認面にギリギリできる線が入っています。古代の遺構についても、この面では確実に見えるような土が下に堆積している状態で、褐色土であること、礫が入っていることを確認しました。ここは水道管が入っていた攪乱を利用して見ているのですが、ここの壁面を清掃したところ土師器が出土したので、古代以降の堆積土である可能性が極めて高いと考えています。手前側についても同様に堆積の中に礫が入っている状況でした。2か所目が追加指定をかける目の前の畑で、電柱よりも奥の車を停めているところが第12次確認調査を実施した交差点の部分、西側から見た部分です。こちらは木陰

でコントラストがあまりよくない写真ですが、ここで下からF B層が出てきているのに対して、すぐ上の土、ここの堆積土が1か所目の調査区と異なり、黒褐色の弥生時代の確認面にできる地層がない状態でした。代わりに褐色土が入り、更に褐色度を切る遺構が二つ確認でき、手前側にも褐色土を切る遺物を確認しました。褐色土は土質としては他の地点の官衙期の遺構・土層と近似はしていましたが遺物が出ませんでしたので波及はしていません。さらにそれを切る遺構があるとは濁しています。この道路のための点圧をかけられているせいで、黒い部分は生きている土ですが、ところどころ砂が入り込んでいる部分があります。1工区に関しては、遺跡を確認できた深さは現在の道路面から30cm程で出てきたということもあって、道路部局と調整した結果、その史跡指定地に関しては、現状変更をして舗装のやり替えについては、市長部局の案件ですが、「許可しません」と回答し、道路工事を実際には実施しませんでした。3か所目がこちらで、地形が奥・北に向かってぐっと上がっていくところ、北稜高校のグラウンドに向かうところです。この部分に関しては、現在の舗装面から1m程全部碎石で埋められていましたが、一番底面のところで関東ローム層を確認しています。この関東ローム層自体は湿地性のところに堆積するものというよりは、周辺状況からすると台地の上に堆積するものと似ていましたので、もし、この道路の碎石をすべて剥がせば、ここは関東ローム層を取り込むような深い遺構が確認可能な地点なのだろうととらえました。これだけの深さが、この工区にはありましたので、ここの部分に関しては50cmほどの舗装のやり替えで、十分保護層が確保できるということで舗装のやり替え実施しています。最後の4か所目、一番東側の地点ですが、おそらく湿地を埋め立てたことによる影響だと思われませんが、他の地点と比べて非常に多くの凝固剤が入っていました。道路面から40cmほどで全体を止めているのですが、重機の爪でも全く歯が立たないほど凝固剤で固められており、鶴嘴で一部掘削しました。地表から65cm程まで確認したところ、全体に凝固されたものが入っているという状態で、実際に道路の舗装のやり替え工事自体は地表から45cmまでだということで、ここでの遺跡内容の確認は当日の復旧を考えると不可能な状態になってしまったので、ここまでとしました。舗装のやり替え工事は2工区と3工区を実施しました。13次確認調査の説明は以上になります。

○（近藤会長）

遺物を含めた総合的な話は次回ということで、事実関係だけ何かご質問はありますか。

○（岡本委員）

試掘調査の、正門の前と二番目のところが非常に浅いというのは前任者の予測は生かされたということですか。

○（事務局）

そうですね。逆に道路部局は実在の施工を引き継いでいなかったということです。

○（近藤会長）

やはり、強く言ったほうがいいですよ。

○（岡本委員）

それと、3つ目のところ。ここは「茅ヶ崎市史」に岡本先生が北稜高校東遺跡と言ったところですよ。文化資料館にうすいナントカさんが寄贈した弥生時代後期の甕が出たところ。それ以外も一括して出てきたところ。赤土だから、多分黒土の中にもあるだろうと。

○（近藤会長）

遺物も含めた総合的な話は次回の議題とします。それでは次の議題に移ります。

【議題4 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について】

○（事務局）

2年空いてしまいましたので、まず状況の確認から進めさせていただきます。資料1「史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画策定について」で、これまでの経過と進捗状況を簡単にまとめています。2018年度に「今後の保存活用の進め方について」ご意見をいただいています。その際に事務局としては、官衙遺跡群の保存活用計画が策定されて間もないという状況でありましたので、「本質的な価値」「重なる史跡の考え方」をきちんと議論した上で、『基本方針』を策定することで、その次の整備基本構想に入りたいという意向を伝えさせていただきました。2019年度6月に審議会で議論していただきました。8月に文化庁にその旨、口頭で説明したところ許可をいただいたのですが、その数日後に文化庁で協議した結果、基本方針ではなく、単独の保存活用計画の策定を指示されました。9月に審議会でその旨を報告させていただきました。保存活用計画を策定するために今後の進め方について再検討していただき、「本質的価値と構成要素」と「重なる史跡の考え方」について議論していただきました。11月には現地調査の現地視察の後に「本質的価値と構成要素」について議論していただきました。資料2から4までの資料については、その時まで議論していただいたことを修正しているものです。その後、2020年3月はコロナ禍で中断し、以後、検討は中断していました。今後の進め方としては、2019年9月の審議で、進め方については2020年度の策定を目指していましたが、この間の状況などから策定に概ね2～3年を要すると思われることから2024年度中を目標とすることとしました。2019年段階で確認した検討内容を踏まえながら進めますが、必要な修正をかけながら進めることとしました。合わせて「下寺尾官衙遺跡群活用計画」の見直しについてですが、当初は作成後10年の2026（令和8）年に見直しを行うことになっていましたが、「下寺尾西方遺跡活

用計画」の作成にあたっては、「下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」との調整が必要となってくることから、調整と見直しを並行して進めることとしました。その他の前に「検討スケジュール案」を確認していただきたいと思います。裏面をご覧ください。まず、（2019年度）ですが、2019年度に案として出したものです。第3回まで進めていましたが、第4回以降はコロナ禍で中止となりました。そこで考えなおしたものが2枚目の（2022年6月作成）の修正スケジュール案です。（2022年度）の第1回が本日で、「①進捗状況と今後の進め方について（確認）」についてご意見をいただき、既に何度かご議論していただいておりますが、「②史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値と構成要素について」「③重なる史跡（遺跡）の考え方」について修正してきたものをご議論していただきます。前回までに出していないものですが、「④『史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画』の構成・目次について」の案を作成してきましたので、本日はこれを中心にご議論していただきたいと思います。第2回に文言・テーマについては書いておりませんが、基本的には毎回ご指導いただいた内容を反映させて再確認して進めていきたいと思っています。第2回は「①現状と課題について」「②保存活用整備の基本的な考え（大綱）について」を議論していただきます。特に大綱については、ここ数年の保存活用計画を見ておきますと、保存活用の基本的な考え方を乗せるというのがベースになっているようですので、こちらを題材に挙げております。「③下寺尾官衙遺跡群保存活用計画との整合性について」を次回提示したいと考えています。2023年度は、第1回で「①保存活用整備の基本的な考え（大綱）について」「②保存・管理について」「③活用について」を、第2回で「①調査・研究について」「②整備について」、第3回・第4回で「『下寺尾西方遺跡保存活用計画』案の検討」について審議していただく予定です。2024年度の第2回の段階で、パブリックコメント等を終わらせ、計画書案の最終確認ができるようにスケジュール案を組んでいます。次に、修正スケジュール案についてご審議いただく前に、計画書案の構成・目次案についてもあらかじめ説明差し上げたほうがご審議しやすいかと思っておりますので続けてご説明いたします。

○宮瀧委員

その前に、資料1についてお尋ねします。2の（1）の文中「2024年度中を目標とする。」とありますが、何を目標とするのですか。

○事務局

計画の策定です。

○宮瀧委員

（2）の方では、「作成後10年の2026（令和8）年に見直しを行う」とありますが、私たちは2016年に計画を検討していますよね。下寺尾官衙遺跡群と西方遺跡

の連携がよく分かりません。

○事務局

文化庁からそれぞれ個別に策定するように指示されています。

○宮瀧委員

(1)は西方遺跡、(2)は下寺尾官衙遺跡群のことですね。その原型はどうなっていますか。全く別の2本柱でやっているのですか。

○事務局

本の体裁としては二つに分けるように文化庁から指示されていますが、整合性について、西方遺跡の保存活用計画の方でも一つ項目として挙げています。官衙遺跡群の保存活用計画の方でも、「本質的価値」に弥生の部分も出ていますので、整備に関しても弥生を絡めていきます。指定前でしたが、追加指定の可能性についての記載も計画にあります。その上で、今回の構成で議論していただく必要があると思われ、IVの1の(2)に「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画との整合性」と出しています。本当は一つの章として取り扱うべきかと事務局で考えましたが、そうすると他の保存活用計画との違いが目立ってしまい、文化庁から削除の旨を言われかねないのではないかと考えました。しかし、私たちとしては両遺跡の内容をこの計画書に入れたいと考え、あまり目立たないように(2)に整合性の部分を入れ、その上で「V 大綱」「VI 保存・管理」「VII 活用」「調査・研究」等を具体的にしていきたいと考えています。

○宮瀧委員

官衙遺跡群の保存活用計画の115ページに表がありますが、現時点ではどのような位置づけになっていますか。

○事務局

中期のH34です。

○宮瀧委員

平成34年度が令和2年度ですか。「保存」の方は「公有地化・管理」、「活用」は「新文化資料館開館」とありますが、下寺尾官衙遺跡群の活用計画は、現状は順調に推移しているという理解でよろしいですか。それともコロナ禍で何か影響がありますか。現状の評価を教えてください。

○事務局

現状ですが、保存活用計画の110、111ページに短期計画、中期計画、整備等について計画を記載していますが、しかしながら、高校の移転がなされていないこと、コロナにより事業に遅延が生じていることから中期計画に至っておらず、現在、下寺尾廃寺の公有化と西方遺跡の公有化の一部を進めている状況です。ですので、下寺尾官衙遺跡群の保存活用計画には遅れが出ているのが現状です。

○宮瀧委員

115ページの「整備」を見ると、高校移転とは関係ない「設計・工事（下寺尾廃寺）」がH31、32にあります。できていないですね。高校移転やコロナが理由であるかもしれませんが、平成16年段階の下寺尾官衙遺跡群の計画は遅れているという認識でいいですか。

○事務局

下寺尾西方遺跡の保存活用について、基本方針ではなく保存活用計画として一つ策定しなければならないことも整備の方に影響を及ぼしてしています。

○宮瀧委員

そういうところを確認した上で審議したいと思い質問しました。小出地区のコミセンで私や田尾委員が今年度市民の皆さんに呼ばれてレクチャーしましたが、時間がだいぶ経っていますよね。神奈川県が発掘したのが2002年、発掘されて20年ですよ。下寺尾官衙遺跡群の国史跡指定が2015年、それから7年経過していますよね。やはり20年というと、当時40歳の方が定年を迎え、当時60歳で、一生懸命地元で動いてくださった人が80歳で代替わりしているとかで、地元の皆さんの顔ぶれが当初と変わってきています。土地の公有化でも代替わりしていると思いますが。せっかく議題に挙がっているのですから、年度計画をきちんと立てて市民の皆さんにお示しして、今ここまで来ているとか、例えば何年後には現地に復元倉庫が建つとか、そういうことを合わせて提示しながら活用計画・整備計画を進めていかないと。現地の皆さんからすると、発掘調査や土地の買収はやっているけど一体いつになったら史跡公園になるのかといった話をされています。全体の計画をきちんと早く立てて、現在ほどの位置にあるのかを市民の皆さんにお示ししながら進めていくべきと改めて思いました。私は教育基本計画の方にそれを毎年書いています。皆さんも理解されていると思いますし、コロナというイレギュラーなこともあり高校の移転は県の状況も踏まえて市単独で動けないことは重々承知していますが、郡家が見つかって20年経ち、地域の皆さんもどんどん顔ぶれが変わる中で、少しピッチを上げたらいかがですか。田尾委員が委員をされている橘樹郡家はもう工事は始まりましたか。

○田尾委員

来年の9月までには建物が一棟建つ予定です。

○宮瀧委員

県内・近隣の事例もありますから、資料館の建築と両方で大変だったとは思いますが、担当課を非難している訳でもありません。ここでリセットして市民の皆さんに期待に添える形で動いていかないと、今まで理解してもらえた方に逆の立場に回られたら、とても残念なことだと思います。

○近藤会長

思いは一緒です。より具体的に議論が進みますように。事務局として、この先どのように議論すればよいですか。

○事務局

計画書の構成・目次案についてご意見をいただきたいと思います。また、前回「本質的価値」をご議論いただいた中で「重なる史跡への考え方」について事務局なりに考え直してきましたので、目次案を説明させていただきながら事務局で考えていることを伝えていきたいと思います。資料5をご確認ください。「Ⅰ 計画策定の背景と目的」の「1 背景と経緯」「2 目的」は文章を作っているところですので次回の審議会で話していきたいと考えています。「3 対象範囲と位置付け」「4 その他の計画との関係」「5 策定経過 委員会」は下寺尾官衙遺跡群の保存活用計画をベースに似たような形で作成していくことを考えています。「Ⅱ 史跡下寺尾西方遺跡の概観」についても基本的には下寺尾官衙遺跡群の活用計画をベースに作成することを考えています。「1 下寺尾西方遺跡と下寺尾遺跡群」「2 史跡下寺尾西方遺跡を取巻く環境」の「(1) 茅ヶ崎市の概要」「(2) 下寺尾西方遺跡の地理的環境」「(3) 下寺尾西方遺跡の歴史的環境」としています。この歴史的環境のところは少し考えていまして、実際には調査地点の概要のような形を作る予定です。次の「3 下寺尾西方遺跡の調査と保存」「(1) 調査研究史と保存の歩み」という形で指定までの歩みでどのような設定がなされたかを特出ししていきたいと考えています。「(2) 指定 指定告示」等と続きます。その次に「4 発掘調査成果の概要」としまして「(1) 環濠」「(2) 集落」「(3) 出土遺物」を示していきたいと考えています。「Ⅲ 下寺尾西方遺跡の価値と構成要素」、「1 史跡下寺尾西方遺跡の本質的価値」のところですが、歴史的な価値、文化財としての価値、景観的価値という形で「(1) 南関東で最大級規模の環濠集落」「(2) 相模川下流域における中心的な集落」「(3) 弥生時代中期後半における環濠集落の形成から終末に至る変遷を知ることができる。」「(4) 石器文化の終末と鉄器文化の波及を知ることができる。」「(5) 景観を復元することができる遺跡」「(6) 重層的な在り方から、環濠集落を中心とした地域の歴史的変遷を知ることができる。」を挙げています。こちらは前回までにお示ししてご指摘を受けた文言を修正したものである資料2をご確認ください。続きまして、文章はまだできていませんが、「2 今後加わる新たな価値」「(1) 西方遺跡(環濠集落)および周辺遺跡から見出される新たな価値」を考えています。実際に西方遺跡の環濠集落や周辺の遺跡から今後の調査研究によって新たな価値が見いだされるのではなかろうかというところです。主に七堂伽藍、これまでの調査研究の歩みによって文化財保護の歩みを知ることができるのというのが一つ、「(2) 史跡(文化財)として保存活用されることによって生まれる新たな価値」で、史跡になっ

たことでコミュニティーの位置づけが新たに生まれ、まちづくり・ひとづくりの核として価値が増えていくのではなかろうか、というところになっています。「3 構成要素」は、「(1) 本質的価値を構成する要素」「(2) 本質的価値を構成する要素以外の諸要素」に分けています。資料3をご確認ください。前回までにご審議いただいたところを修正したのですが、「(6) 本質的価値6」はこれまで文章化していませんでした。

「3 構成要素」については、前回までは表でご提示していましたが、それでは議論しにくいのではないかと事務局内で話がありましたので今回は文章でご提示しています。

(6)を読み上げさせていただきます。「本質的価値6 遺跡の重層的な在り方から、環濠集落を中心とした地域の歴史的な変遷を知ることができる。①重層的な在り方を示す複合遺跡 複数の時代を示す包含層(縄文時代以前 弥生時代 古墳時代 古代 中世 近世 近現代) 各時代を示す遺構と遺物」という風に考えています。こちらはまた、ご議論いただきたいと思いますが、取り扱いに関わってくるのではないかとということで、非常にざっくりとした書き方になっています。特に、中世・近世・近現代のところを本質的な価値とすると、調査ができなくなってくるのではなかろうかというご心配を前回いただきましたが、逆に、きちんと本質的な価値として書くことで評価ができるのではないかとご意見もいただきましたので、この点をどうするのかご議論いただければと思います。実際に、本質的な価値にはなるのですが、よりその価値を高めるために、中世・近現代、あるいは、弥生の上の古代をどう考えていくのかというところは、これまで調査計画の時にご相談して進んでおりましたが、きちんと計画書に本質的な価値ですがより価値を高めるために調査の目的に沿って調査をするものは例外的に上にあるものの記録保存を可能とする形を考えています。ただし、記録保存する対象はその都度慎重に判断していく必要があります、具体的には、審議会で確認を取った上で記録保存したり、複数の調査担当者による合議で記録保存したりすることを明文化することで、むしろ新しいものを記録保存する根拠となると考えています。続いて「2 本質的価値を構成する要素以外の諸要素」の説明をします。これまで下寺尾西方遺跡に自然的・人為的に付加された要素で、これらは「本質的価値の保存活用に関係する諸要素」と「本質的価値と直接関係しない諸要素」に分けられる、としました。この二者に分けたほうが分かりやすいのではないかと考えました。「(1) 本質的価値の保存活用に関係する要素」には、説明看板、管理施設、幼稚園を具体的に挙げています。ここであえて幼稚園を挙げたのは、まさにここで市民活動、例えば、小出の方々が実施する遺跡の講座の会場や文化祭を開催する会場として幼稚園がよく使われている、幼稚園が遺跡の調査を経て、遺跡を守る建築物になっている、私たちが学習会を開催する際にも会場として使わせていただいていることから、非常に保存活用に関係しているのではなかろうかということで、あえて記載しました。「(2) 本質的価値と直接関係しない諸要素」としましては、

個人住宅、会社、農業関係施設、道路・電柱・上下水道埋設管施設、遺跡の保存活用に関係しない工作物という風に考えています。目次案に戻りまして、そういった構成要素を経た後で、「IV 下寺尾西方遺跡の現状と課題」を挙げたいと思います。「1 下寺尾西方遺跡の特徴とその保存活用」では、これまでご議論いただいた「(1) 重なる史跡」、西方遺跡が持つ重層性を述べ、ここで「(2) 「史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」との整合性」を入れていきたいと思っています。ここに入れているのは、先ほどご説明した通り、あまり目立たせない方がよいのでは、と考えたためですが、やはり特出ししたほうがよいというご意見がありましたら、そういった形でまた作っていきたいと考えています。具体的に「2 現状と課題」では、保存・管理、活用、調査・研究、整備の現状と課題を挙げています。よそで作られた保存活用計画を見ると、「調査・研究」はあまり特出しされていませんが、やはり、重なる史跡の考え方に沿って行きますと、具体的に今後どのように調査・研究していけばよいのかというところは、一つ項目建てしたほうがよいのではないかとということで今回の計画には入れています。「V 大綱（保存活用整備の基本的な考え）」は、近年の保存活用計画を参考にしますと、こちらで基本方針を出していますので、この形で進めたいと思います。「1 重なる史跡（の考え方）」は、資料4が大綱の核になります。以下、保存・管理、活用、調査・研究、整備の基本的な考えを挙げていきます。「VI 保存・管理」では、維持管理、開発対応の調査、公有地化、追加指定の考え方を挙げています。「VII 活用」では公開と活用、「VIII 調査・研究」では調査の基本方針、確認調査、調査成果の公開、研究体制の確立、「IX 整備」で「1 整備基本構想と計画」としてありますが、ある程度の整備基本構想のひな型になるような考え方をここで提示していきたいと考えています。「X 計画の実施に向けて」で、運営・体制整備、実施計画、経過観察をどのようにしていくかということを考えていきます。目次案についての事務局の説明は以上になります。

○近藤会長

どのようにまとめましょうか。まず、今日を含めてこのような形で検討するのは、あと何回できますか。

○事務局

実際には、それぞれの今後の回数で毎回ご議論いただいて修正をかけていくことになるとと思いますが、今回提示させていただいたスケジュール案に沿って行くと今回を入れてあと4回です。

○近藤会長

あと3回ですね。完成する年度はいつですか。

○事務局

3年目の2024年の上半期、夏ごろには、パブリックコメントにかけていければと

考えています。

○近藤会長

あと、2年で完成するということですか。

○事務局

2年に詰めさせていただいて、3年目でパブリックコメントにかける予定です。

○近藤会長

2024年の上半期には固まっている状態ですね。あと2年後というスケジュール感ですが、今日は資料を持ち帰って次回意見を伺わないと、散漫になって何を議論しているのか分からなくなってしまうと思います。どうでしょうか。

○事務局

大きいところでいうと、本質的価値の6の構成要素としました重なる史跡、重なる遺跡、複合遺跡として今後どうしていくかというところの、確認調査に関わる部分にもなるのですが、前回、箱崎委員から、本質的価値に明記すると、それは保存対象になり、発掘調査・記録保存の対象としてはいけないのではなかろうかというご意見をいただきましたので、きちんとその都度検討していくことで、例外的に記録保存を調査の目的に即して記録保存を実施していくことが可能とする形をとっていいのかどうか、というのが大きいのかと思います。よその活用計画では副次的な価値とかその他の価値とかという言い方をして、複合の遺跡の部分をもとめる傾向にあるのですが、やはりこの西方遺跡・下寺尾官衙遺跡郡・西方貝塚、北稜高校も含めてですが、広い年代での歴史的な環境を本質的な価値から外すのは違うかと事務局では考えています。本質的な価値として取り扱いつつ、そういった考え方を示すというのがよいのではないかと考えています。

○近藤会長

まずはこの点に絞ってご意見をいただきたいと思います。

○箱崎委員

確かに言ったような気がします。本質的な価値とうたってしまうために、それを保存しなければならなくなります。例えば、官衙遺跡との関係で、官衙遺跡を整備していくのにあたって、どうしてもそこをなくさなければならないといった時に、自己矛盾が生じてしまうという場合が出てくる可能性があると思います。そこをどういう風に整理するのが一番難しいところで、前例がない中でまとめなければならないので、十分な議論を必要だと思います。また、全体の重層的な部分でいうと、縄文とか古墳時代を、そこまで本質的価値に含むかというのと、また考えなければいけないと思います。官衙遺跡と弥生は当然いいと思いますし、今回は弥生のところをまとめていく冊子、保存活用計画になるので、そこが主語というか、中心になってくるでしょうけども、その時に重層的な遺跡のあり方というところで、古墳とか縄文とかの扱いを本質的な価値に入れるか

入れないか考えないといけないと思います。他のところでは、副次的価値を持つものと位置付けるのが一般的とは思うので、弥生と古代の官衙遺跡以外のところについては、そういう形でも悪くはないのかなと思います。

○近藤会長

事務局はいかがですか。

○事務局

逆にその場合は、本質的な価値があくまでも西方遺跡だということで、古代も本質的な価値になります。

○箱崎委員

この保存活用計画、弥生の保存活用計画の中では官衙遺跡は副次的価値でいいと思います。そうすることは難しいでしょうか。少なくとも弥生の保存活用計画の中で、古代の官衙の遺構は主役ではないから副次的価値として一旦は位置付けておく。別の官衙遺跡群の保存活用計画の中では、当然、官衙遺跡群が本質的な価値を持つもので、弥生の方は副次的価値を持つものと位置付けておけば、二つの計画が並行して立っていれば、開発等に十分説明ができるのではありませんか。

○（富永副主幹）

他の事例を見ると、本質的な価値に入れると、中々いじるのはなかなか厳しくなるようです。最近、小田原城では近代の建物が本質的に関わるのところに入っていますが、それだけでもいじるのが相当難しくなっています。よく他のところであるのは、「本質的な価値」ではなく、「本質的な価値に関わる要素」「副次的要素」に入れるのはよくありますね。あと、今回の作り方だと、「本質的な価値を構成する要素」と「それ以外の要素」とはつきり分かれすぎているのかとも思います。

○事務局

下寺尾の歴史的な環境と地理的な環境を本質的な評価から外したくないという思いがあります。

○（富永副主幹）

開発凍結という方針で行くのであればそれでいいと思います。完全に現状と変えませんかよと、住宅地が含まれているとすれば、世代交代で家が壊れて廃棄になったら建物を建てないとか、そういう使い方をしていくのであれば、多分いけるとは思います。そうではないときに、環境、立地、景観という話もありましたが、程度の問題があると思いますが、どこからがよくて、どこからができない等、すごく難しいと思います。一遍に線を引けないし、その度ごとの判断になると思うので、ある程度遊びを残しておかないと、逆にトラブルの元になるかという懸念があります。

○田尾委員

箱崎委員のおっしゃるとおりだと思います。基本的には弥生の遺跡の保存活用計画なので、基本的価値に他の時代のものが入っているのは多少矛盾していると思いますが、一方で、重層的な歴史の中での弥生時代なり官衙遺跡が売りなのも理解できます。そういったなかで、どこの部分をどうこの問題を入れていくのかというのは工夫しないといけないと思います。これをなくしてしまうのは、大村さんの一番思いがつかいところですから、どこかにうまく入れ方をして、先ほど富永副主幹が言われたように、「本質的価値に関わる」といったようなこととか、少しあいまいというか、逃げを打つような目次建ての構成にいれるとか、文章の中の並べ方とか、そういう風なところで入れるようしかないですかね。それでなくても、整備活用していく上では、弥生と官衙の間の調整という大きな問題も出てくるでしょうから、それだけでも大変なのに、それ以外の要素が入ると余計大変になる気がします。

○荒井委員

官衙の方の修正も並行して進めるということになっていますが、何らかの形でペーパー化するのでしょうか。そうするのであれば、そうした部分も、今回の計画書につけるのかどうなのか、その点でも変わってくるのかと思います。見直しについては何か計画はありますか。

○事務局

官衙の保存活用計画の見直しについては、令和8年に改めて見直し作成して公開していきたいと考えていますが、弥生の新規作成と見直しを同時にやるのはヘビーすぎるかなというところがあります。

○田尾委員

本を作り直すということですか？

○宮瀧委員

二冊本ですか、一冊本ですか。

○近藤会長

追いかけてこになってしまう感じですね。

○事務局

私のイメージとしては、箱がひとつあって計画が二つ入っていて、一冊ずつが更新されていって、ある時一緒の一冊になると嬉しいのですが、文化庁は別立てするようにとのことでした。

○田尾委員

あくまでも保存活用計画なので、これを追いかけてこしていたら、次の整備基本計画に進まないで、途中から整備基本計画を策定する方向に舵を切らないと、いつまでたっても何もできません。

○宮瀧委員

今年で20年ですよ、発掘は。

○田尾委員

その時に文化庁がどういう風に考えるかにもよりますが、弥生と官衙の両方を一体的な整備計画を作らないと、また両方で調整しながら、となると大変です。保存活用計画の先を見越してやらないといけません。その辺を事務局は予定を考えていただきたいと思います。そのための保存活用計画を現状でどうしようか、という問題だと思います。

○近藤会長

計画を作るのが目的ではなく、現地をいかに活用するのか、最終目標はそこですよ。文言の遊びになってしまうと本意ではないですよ。

○岡本委員

無理なところは調整するしかないと思います。

○宮瀧委員

先ほど、あと4回審議会を開催するという話でしたが、短縮しましょうよ。それから下寺尾の整備のところは結局10年間現状でも進んでいないし、10年後の見直しまで進まないですよ、きっと。下寺尾廃寺の設計・工事は2026年までに進まないですよ。だとすると、田尾委員がおっしゃったように保存活用計画とは別に整備計画を立てて、やる方向で舵を切らないと、遺跡が見つかって今年で20年ですからね。25年、30年経って何もできないのは、どうですかね。遅すぎませんか。下寺尾廃寺の方はできますよね。

○事務局

今回の西方の保存活用計画を固めていく中で、「IX 整備」のところで整備基本構想に持っていける位の検討をしたいと考えています。

○宮瀧委員

ピッチを速めませんか、もう少し。先ほど、2024年度中を目標にあと4回審議会を開催するという話でしたが、短縮できませんか。

○五味委員

西方の場合は、本質的価値ではないですよ、その後の方は。ですから、6番目については別にした方がよいと思います。それに関わる事項とか、そういう風にして触れない方が、つけておくにしても注みたいな形で。官衙遺跡の方は、かなり本質的価値に関わる、その上に載っているわけですから。あまり本質的価値にして、発掘とか縛られると、却って何のために書いているのか分かりません。区別してやっていけば、特に問題ないではありませんか。

○箱崎委員

先ほど県の冨永副主幹もおっしゃいましたが、本質的価値に準ずる要素という形でまとめているところがたくさんあります。官衙遺跡はあるけれど、その下に縄文・弥生とか、近世・近代の遺構があるところは、そういった形でまとめていると思います。本質的価値とそれ以外、という二分ではなくて、その間を作って、そこにまとめておけばよいと思います。そうしたときに、官衙遺跡は本質的価値に準ずる要素に含めてよいと思います。今、やろうとしているのは弥生の部分を中心なので、そちらに本質的価値を置かないと、本質的価値が各時代に重なっていると、どこの遺跡の報告書かわからなくなってしまいますので、間を設けることで解決できるのではないのでしょうか。そうすると五味委員がおっしゃったように、6番はここに入れるのではなく、本質的価値に準じる形にはこういうのがあるという一項目になるとと思います。

○近藤会長

基本は、どう泳ぎやすくするかの議論だろうと思います。それと時期を速めること。その前提で、6の遺跡のあり方は別立てで、それで部内で協議してもらって、なるべく具体的な形で委員に出せる形で、今日のところは再整理していただきたいと思います。

○宮瀧委員

ここで議論するのではなく、事務局に原案を作ってもらって、事前に委員に送ってもらって、当日議論した方がよいと思います。

○近藤会長

私はそういう風に考えています。この議題は中途半端ですがここで閉じます。

【その他】

○（近藤会長）

新博物館、まだ名称決まっていなそうですが、博物館とこの部会のテーマである下寺尾西方・官衙遺跡の関係・問題について、現状どうなるのか荒井委員から事務局に問い合わせがあったと聞いています。

○（荒井委員）

お聞きしたのは、この新博物館で官衙や環濠がどの程度取り上げられているのかと、ガイダンス施設として現地には作らないという方向性なのか、現況を教えていただければと思った次第です。

○（事務局）

新博物館は、ガイダンス施設とは別と考えます。ガイダンス施設はあくまでも現地の理解を深めるための施設として計画しています。新博物館は中海岸にあります文化資料館が移転し、新博物館として展示活動するものです。今回、下寺尾の要素を入れているのは、そもそも資料館でも歴史的な部分は二階で展示していて、下寺尾は下寺尾で特別

展示スペースを作っていますので、その流れも引いており、今回の博物館のテーマとしているというところです。博物館の建物自体が出来上がっていて、新たな博物館は画面右手側に移築した形になっています。駐車場のスペースは工事中です。今日は博物館担当がいないので概要を説明します。画像をご覧ください。こちらが基本展示室、奥に企画展示室があります。展示室の作りとしては、企画展示室ができたり基本展示室に追加したりできるように、企画に応じて使用できる作りとなっています。入り口の目の前にサマリー展示として、テーマに沿った展示物を並べているスペースがあります。こちらが図書スペース、奥に講座などができる市民交流スペースがあります。この一つ一つがユニットとして、展示のテーマに当て込んで、全17種類のテーマを基本設計としていまして、その中で8つの展示を実施して、年に3回展示替えをする使い方をします。下寺尾の展示は、展示替えには該当せず備え付けで常に展示することで最終調整しました。下寺尾のユニットを目の前から見たところですが、ここに解説文と動画やスライドを流せるようにモニターを設置しています。「発掘された下寺尾官衙遺跡群」とありますが、古代の遺跡内容を説明する盤面が目前にありまして、手前のステージと引き出しに遺物類を展示します。それぞれのユニットは基本的にこの範囲までしかありませんが、下寺尾については常設するというので、隣の壁も利用する展示を設計としています。下寺尾の展示については基本的に重なる遺跡であるということを博物館では説明したいというのが基本設計した段階での方針でしたので、重なる遺跡と言うことで、古代・弥生・縄文の情報を壁面に展示し、現代の航空写真を当て込んだパネルがあるところに、アクリル板で古代の遺構配置、弥生の遺構配置、縄文の遺構配置が自由に引き出すことで現地の写真に重ねることができる工夫をしています。北B遺跡から出てきた漆紙文書の展示については、実物の展示を考えましたが、展示に耐えられない脆弱資料ですので3Dプリンターを利用して測量して実物を形作りしました。解説文はステージ上に置くことを想定しています。基本的には下寺尾の展示内容や考古資料のユニットの解説文に関しては、刊行されている報告書の文章を利用して分かりやすい言葉に変えて作成しています。壁面の色は縄文を焦げ茶色、弥生を赤っぽい色、古代を紫色に統一して展示しています。ここは縄文時代の西方貝塚の実際の出土物を並べて、ここは弥生時代の破片類と復元したものを展示し、弥生時代の価値をここで説明しています。こちらがレプリカと墨書土器と陶器を展示しています。暗くて分かりにくいですが壁面には鬼瓦を展示していますが、平城宮の出土瓦と比較して、瓦の研究をされている高橋香織さんにもご助言いただきながら、実物の3Dプリンターしたものを埋め込んだ形で、実物はこういう形で出ていますよというのが分かるように色を分けて、作ったものと実物の軒丸瓦を壁面に設置する、突発の形が分かるように展示しています。下寺尾官衙遺跡群の壁面に関し

ては、高座郡衛、下寺尾廃寺、川津、祭祀場の解説を入れています。基本的には刊行されているパンフレットなどを利用して小学校4年生でも分かるように言葉に直して作成しています。古代・弥生・縄文をそれぞれ展示したこととなっています。こちらが重なる遺跡を理解できるようにしたシステムで、アクリル板が格納されていますが、古代・弥生・縄文と引き出せるようになっていて、写真とアクリル板とで対応した番号を振っています。古代が少し見えにくい色となっていますが、薄紫色を指定したのですがグレー寄りになっているので、博物館の担当と展示業務をした業者に確認しているところです。エントランス側から展示室を見たときに、それぞれのテーマに合わせたイラストが見られるような壁面になっています。下寺尾は一番エントランス側の左手側の端の壁に接しています。絵はすべてのユニットに一連で続いていくものなので横穴墓なども描かれていますが、ここは基本的には下寺尾のテーマに即したものが描かれています。後ろには、時期によっては橋脚が展示される予定です。あと下寺尾に関しては、サマリー展示がありまして、エントランスから入ってくるころから、うっすらイラストが見えます。下寺尾はこのあたりです。この中テーマに即した展示物を、考古や民族や自然関係のものを、それぞれ配置されます。この部分に下寺尾に関連する遺物を展示します。こちらは県の小出川の調査の時に出てきた人面墨書土器を県から2点長期借用して常に展示しています。サマリー展示は入り口側から見ると物しか見えない構成にしていますが、裏側に入ってくださいと展示物の解説を見ることができます。

○（近藤会長）

いつオープンしますか。

○（瀧田社会教育課長）

明日の議会に諮り、可決されましたら7月30日土曜日にオープンする予定です。

○（近藤会長）

夏休みに間に合ってよかったですね。

○（宮瀧委員）

それについては、ご存じなのは事務局と会長、五味委員、田尾委員と私だけだと思いますが、二週間前の文化財保護審議会で、駐車場もできていないのにプレオープン、本当に大丈夫なのかという議論が出て、無理に開館しないでプレオープン、仮開館にして、本格的に駐車場を整備してからオープンする位が丁度いいのではないかという話と、開館記念の企画展で『鎌倉殿と13人』絡みのことをやるという話でしたが、五味委員が茅ヶ崎市の文化財保護審議会におられて企画展の監修に関わっていないのはおかしいのではと思います。誰が見ても茅ヶ崎の資料館で『鎌倉殿と13人』展をやるのなら、五味委員が監修されたり、記念講演されたりすると思うのが普通だと思います。中世史

の学芸員さんはいましたっけ。やはり、展示監修委員会というか、言い方がよくありませんが、繋ぎの企画展、賑やかしてやるのではなく、開館記念の企画展で『鎌倉殿と13人』展をやるのであれば、それなりの目玉となる展示資料を用意して、五味委員に記念講演をしていただきたいと私は思いますし、その辺大丈夫かなと心配です。一回しかない開館記念展『鎌倉殿と13人』でやる、と二週間前に聞いた時は啞然としましたが、もっと茅ヶ崎にふさわしいテーマがあると思っていたので意外でしたね。『鎌倉殿』で決定なのですか。

○（田尾委員）

五味委員が関与していないことに驚きました。

○（宮瀧委員）

五味委員が関与されておらず、専門の学芸員がいないのに強行するのであれば、違うテーマでやった方がよほどいいと思いますけどね。

○（荒井委員）

市民がぱっと行ける状況ではないですよ。駐車場がないと市民が訪れにくいのではないのでしょうか。展示は常設展示がウエイトを占めているので、それでいけばいいと思います。

○（近藤会長）

その他は何かありますか。それでは私の役割は終えて事務局へ戻します。

○（事務局）

次回は1月の開催を予定しています。本日いただきましたご意見を踏まえて保存活用計画の考え等を事前に資料を示すことができたらと考えています。時期が近づきましたら日程調整させてください。

○（瀧田社会教育課長）

・閉会のあいさつ

活発なご審議をいただき、ありがとうございました。本日ご審議いただいたことを踏まえて、今年度の事業を進めさせていただきます。これを持ちまして、「令和4年度第1回 茅ヶ崎市文化財保護審議会 下寺尾遺跡群等保存・活用部会」を終了いたします。ありがとうございました。